

一般販売規約

1 一般条項

- 1.1 本規約（以下「GTC」という。）は、ERNI ELECTRONICS 株式会社（以下「ERNI」という。）に対して製品（以下「当社製品」という。）及びサービス（以下「当社サービス」という。）を発注する企業又は個人（以下「顧客」という。）との間で ERNI が行う全ての見積もり、注文、納入、及び履行に適用されるものとする。
- 1.2 顧客は、ERNI に発注したことをもって、本 GTC を受諾したとみなされるものとする。本 GTC は、ERNI と顧客の間で締結された各購入注文書の規定の一部をなし、当該規定に組み込まれたとみなされるものとする。購入注文書の変更（追加又は削除を含む。）は、ERNI の署名権者の署名のある書面により ERNI が確認した場合にのみ有効となるものとする。
- 1.3 その他の条件（注文書、販売資料、納入票、又はその他の文書に添付された顧客の条件を含む。）のうち GTC と整合しないものは、ERNI の署名権者が書面により同意しない限り、ERNI による当社製品及び当社サービスの提供には一切適用されないものとする。ERNI によるかかる書面の同意がない場合、顧客は自身の条件を取り下げ及び/又は放棄した上で本 GTC にのみ基づいて ERNI と契約するとみなされるものとし、ERNI が顧客に当社製品及び/又は当社サービスを提供したことをもって、ERNI が顧客の条件を受諾したことにならず、受諾したとみなされることもないものとする。ERNI は、随時本 GTC を修正する権利を有する。GTC の修正がある場合は顧客に通知され、ERNI のウェブサイト www.erni.com で告知されるものとする。

2 価格及び見積もり

- 2.1 当社製品の価格は、標準最小注文数量に基づいて設定され、当社サービスの価格は、ERNI が顧客に対する正式な見積書に記載するとおりとする。ERNI は、顧客から見積もりを受諾する書面を受領する前であればいつでも価格を変更する権利を有する。顧客は、見積書に記載された期間内に顧客が見積もりを書面で受諾する前であれば、価格及び当社製品はいつでも変更される可能性があることを了承する。
- 2.2 ERNI による見積もりは、発行日より 60 日間で有効とし、顧客から書面による受諾を ERNI が受領する前であればいつでも ERNI に取り消される可能性がある。ERNI による見積もり取消しは、通知をもって行われ、当該取消しは発行され顧客が受領した時点で直ちに発効するものとする。
- 2.3 疑義を避けるために付言すると、顧客は正式な見積書に記載された特定の数量、当社製品、及び当社サービスに基づいてのみ ERNI の見積もりを受諾することができるものとし、見積書の記載事項について顧客が修正を加えた場合、当該修正は ERNI に対して拘束力を有さず下記第 3 条に基づき注文として ERNI に受諾される必要があるものとする。

3 購入注文

- 3.1 ERNI は、任意の企業又は個人との取引を辞退する権利を有する。ERNI は、ERNI が注文書を受領してから合理的な期間内に電話、電子メール、又はファクシミリで受諾しない旨を顧客に通知することにより、代金を受領済みであるか否かにかかわらず、購入注文（ERNI からの提案等を受けずになされた購入注文又は ERNI の正式な見積書の記載事項を顧客が修正した購入注文を含む。）の受諾を辞退することができる。購入注文は、ERNI からの書面による受諾を顧客が受領するまでは確認されたこととみなされないものとする。ERNI の代理人又は代理店は、ERNI に代わって注文を受諾する権限を有するものではない。代金受領済みの購入注文を拒否する場合、ERNI は合理的に実現可能な限り速やかに当該代金の金額を顧客に返金するものとする。
- 3.2 注文が受諾されるためには、最小注文金額 250 米ドル（ERNI が決定した為替レートを適用したその時点で有効な物品サービス税を適用する前の金額）以上である必要がある。
- 3.3 顧客は、購入注文書の提出にあたり ERNI のパーツ番号及び単価価格を使用しなければならない。顧客が誤った製品若しくは製品数量を注文したり、重複する注文を行ったりした場合、第 8 条（注文取消し及び返品）の規定が適用される。
- 3.4 顧客が受諾した正式な見積もり及び ERNI が受諾した購入注文を以下、総称して「注文」という。

4 納入の範囲及び納期

- 4.1 ERNI は、第三者の納入代行者を使用して顧客に商品を購入することができる。
- 4.2 下記のいずれかの日が納入日とみなされる。
- ERNI が顧客の指定場所への納入を手配する場合は、当社製品が倉庫から出荷された日
 - 顧客が ERNI の指定倉庫から当社製品を受領するよう手配した場合は、出荷準備ができた旨を ERNI が顧客に通知した日
- 4.3 顧客は、納期厳守は必須条件ではなく、納入遅延に起因する損害賠償の請求は排除されることを了承し、これに同意する。

5 検査、輸送遅延、及び納入不履行

- 5.1 顧客は、全ての当社製品を納入後合理的に可能な限り速やかに検査しなければならない。当該検査の結果、当社製品の数量不足、欠陥のある当社製品、又は何らかの不適合の問題を発見した場合、顧客は、納入後 10 暦日以内に当該問題及びその詳細を書面で ERNI に通知するものとする。
- 5.2 第 5 条第 1 項に基づく顧客からの書面による通知を受領後、ERNI は下記の対応を取るものとする。
- 当社製品に合理的な検査で確認できる明らかな欠陥があるときは、ERNI の裁量により、当社製品を交換するか、購入価格を返金する。
 - 納入された当社製品の数量が不足しているときは、ERNI の裁量により、不足分の当社製品を納入するか、不足していた当社製品の価格を返金する。
 - 当社製品の納入が注文に適合していないときは、ERNI の裁量により、当社製品を交換するか、対象の注文に適合していない当社製品を引き取って購入価格を返金する。
- 5.3 顧客が第 5 条第 1 項に従って書面で通知しなかった場合、顧客は当社製品を注文に適合するものであり明らかな欠陥がないものとして受け入れたとみなされるものとする。顧客が受領した製品について、顧客が異なる事実を立証しない限り、納入した当社製品（数量を含む。）についての ERNI の記録が確定的な証拠となるものとする。
- 5.4 上記に定める救済手段は、納入不履行の場合、納入数量不足の場合、並びに当社製品に明らかな欠陥がある場合、又は当社製品の納入が注文に適合していない場合に、顧客が契約上及び法律上行使できる唯一の救済手段である。ERNI は、かかる状況から生じたいかなる損失（結果的損害がそれ以外かを問わない。）又は費用（法的費用を含む。）、経費、責任、逸失利益、事業上の若しくは経済的な損失、営業権の減少、損害賠償、請求、要求、法的手続、判決、又はその他について責任を負わないものとする。

6 危険負担の移転及び受入れ

- 6.1 提供された当社製品の所有権は、当社製品の購入価格及び ERNI に支払われるべきその他の全ての金額が全額支払われるまでは、顧客に移転しないものとする。顧客が ERNI に支払うべき金額の支払いが遅延した場合、ERNI はその時点で顧客に所有権が移転していない全ての当社製品を直ちに返却させる権利を有するものとする。
- 6.2 顧客が ERNI の指定倉庫から当社製品を受領するよう手配した場合の当社製品については、ERNI の義務は出荷準備ができた状態で当社製品を提供することに限定される。顧客は、当社製品の出荷準備ができた旨を伝える ERNI の通知を受領してから 7 暦日以内に当社製品を引き取らなければならない。
- 6.3 当社製品の滅失又は毀損に対する危険負担は、当社製品が納入された時点、出荷準備ができた旨の通知がなされた時点、又は輸送を行う者に引き渡された時点（該当する場合）で顧客に移転するものとする。この規定は、追加の当社サービスについての合意がなされたか否かにかかわらず適用される。当社製品を顧客の指定場所に納入することになっている場合、製品の滅失又は毀損に対する危険負担は、顧客が製品を引き取らなかった場合でない限り、指定場所に納入された時点で顧客に移転するものとする。顧客が製品を引き取らなかった場合は、当該危険負担は ERNI が当社製品を納入しようとした時点で顧客に移転するものとする。

7 支払い及び GST

- 7.1 信用取引条件の付与は ERNI の絶対的な裁量により決定される。信用が付与された場合、顧客の注文書が納入された時点で、ERNI は顧客に請求書を発行する。標準信用取引条件は、請求書の日付から 30 暦日以内の支払いとする。前払電子送金（以下「TTA」という。）及び代金引換（以下「COD」という。）による支払いの場合、ERNI は該当の顧客に借方票を発行する。当該請求書・借方票は、ERNI と顧客の間で別段の合意がない限り、PDF 形式で電子メールにより送付する。支払いは全て一切の相殺、控除又は反対請求も適用することなく行われなければならない。
- 7.2 ERNI は、理由を示すことなくいつでも顧客に付与した信用を取り消す権利を有する。
- 7.3 ERNI が顧客に信用を付与しなかった場合、支払いは納入の前前払いで行わなければならない。
- 7.4 価格は全て日本の消費税を含まない金額であり、消費税相当額は注文受諾日の時点で適用される税率により ERNI が付加する。

8 注文取消し及び返品

- 8.1 ERNI は、自身の裁量により、顧客が ERNI に発生した全ての費用及び経費並びに手数料を ERNI に補填することを条件として、顧客が注文を取り消すことを認め

一般販売規約

- ることができる。注文の取消しには、ERNI の署名権者による書面の確認が必要となる。
- 8.1 注文の一部のみを取り消す場合において、注文数量に適用される販売単価に對し及び取消し時点までに実際に納入された数量に適用される販売単価に差があるときは、ERNI は当該差額を顧客に請求することができる。
- 8.2 手数料は、第 9 条（保証）に定める保証の対象となる欠陥に起因するもの以外の理由で返品された全ての当社製品について発生する。ERNI は、50 米ドルに ERNI が決定するその時点での為替レートを適用した手数料及び取り消された注文に関連して ERNI に発生したその他の費用（金融、保管、輸送、及び設計の費用を含むがこれらに限られない。）を適用する権利を有する。
- 8.3 ERNI は、自身の裁量により、下記のことを条件として顧客が当社製品を ERNI に返してクレジット付与又は返金を受けることを認めることができる。
- 顧客が事前に ERNI に連絡して返品について ERNI から事前同意を得て、返品番号を取得しており、かつ全ての関係書類に当該番号を記載すること。
 - 納入日から 30 暦日以内に返品すること。
 - 当社製品は納品時の状態及び梱包で、未使用かつ直ちに再販売可能な状態で ERNI に返品すること。
- 8.4 顧客が上記第 8 条第 4 項(i)号から第(iii)号に従わずに ERNI に製品を返品した場合、ERNI は返品を受領を拒否することができ、ERNI から顧客に当社製品を再納入する必要が生じたときは ERNI に発生した全ての費用及び経費を顧客が負担するものとする。
- 8.5 ERNI は、顧客から ERNI への輸送中に生じた当社製品に生じた滅失又は毀損又は当社製品と共に ERNI が受領した物品について一切責任を負うものではない。
- ### 9 保証
- 9.1 ERNI は、自身の知る限りにおいて、ERNI が提供する全ての当社製品が ERNI の販売資料に記載された当社製品の目的及び用途を基準として「目的に適している」とみなされる範囲において欠陥のないものであることを保証する。
- 9.2 法律で認められる範囲内において、当該当社製品が商品として適格でない場合、納入時に明らかであった欠陥に関する第 5 条（検査、輸送遅延、及び納入不履行）の規定に従い、ERNI は（自身の裁量により）当社製品の交換若しくは修理又は購入価格の返金を行う。
- 9.3 本条の保証は、不適切な使用、製品の取扱説明に従わなかったこと、又は ERNI の同意なしに行われた修理若しくは改変に起因する欠陥には適用されないものとする。
- 9.4 法律で認められる範囲内において、本第 9 条に定める救済手段は、保証の違反に對して、また当社製品及び/又は当社サービスの提供又は提供不履行について、顧客が行使できる唯一の救済手段であるものとする。
- 9.5 本第 9 条に定める救済手段は下記のことを条件として行使できる。
- 欠陥のある当社製品を返品する前、かつ当初の納入日若しくはサービス提供日から 12 カ月以内、又は特定の当社製品若しくは当社サービスについて ERNI が随時書面で指定した期間内に、書面で ERNI に対して請求を行うこと。
 - 顧客が該当の当社製品を ERNI の指示に従い適切な梱包で返品すること。特に、返品にあたっては必ず ERNI から返品番号を取得し、当社製品に関する全ての関係書類に当該番号及び請求する欠陥の内容を記載すること。
- 9.6 顧客が欠陥のある製品を本条の規定に従わない態様で返品した場合、ERNI は当該当社製品の受領を拒否し、当該当社製品を顧客の費用負担で顧客に返送することができる。
- 9.7 返品された当社製品であって ERNI が交換を行ったものは ERNI の所有物となるものとする。当社製品の交換品の所有権は、第 6 条（危険負担の移転及び受入れ）の規定に従って顧客に移転するものとし、当社製品の交換品の保証期間は、元の当社製品の残りの保証期間となるものとする。
- 9.8 本一般販売規約に明示的な定めがある場合を除き、当社製品及び/又は当社サービスの提供又は提供不履行（満足のいく品質、目的への適合性、並びに合理的な注意及び技能によるサービスの提供についての黙示の条件を含むがこれらに限られない。）に関する黙示の保証及び条件（法定のものか否かを問わない。）は全て、法律で認められる最大限の範囲内で排除される。
- 9.9 法律により義務付けられている場合を除き、ERNI は、黙示の保証若しくは条件（法定のものか否かを問わない。）への違反又は法の運用により ERNI に課されたその他のいかなる種類の義務への違反から生じたいかなる種類の損失、損害、又は責任についても顧客に対して責任を負わないものとする。顧客は、自身が用途として意図している目的に適合した当社製品及び当社サービスを注文するようにする責任を自身が負っていることを了承する。
- 9.10 上記の保証を提供するにあたり、ERNI は、関係する法律の適用を排除又は限定した場合にかかる法律に違反することになる、又は本条件のいずれかの規定が無効となる場合（以下「排除不可条件」という。）、かかる排除又は限定を行うものではない。本条の保証は排除不可条件に付加されるものである。
- ### 10 輸出規制及び使用制限
- 10.1 ERNI の製品は、日本、シンガポール、英国、米国、EU、及びその他の国の輸出管理規制（以下「輸出法令」という。）の適用対象となる可能性がある。顧客は、全ての当該輸出法令を遵守し、製品の輸送、輸出、再輸出、又は輸入に必要な承認及び許可を取得するものとする。
- 10.2 顧客は、日本、シンガポール、ドイツ、英国、米国、EU、又はその他の国が実施する制裁措置又は通商停止措置の対象となっている国又は者に対して、直接又は間接的に、製品の販売、販売許可、処分、輸出、再輸出、又はその他の形の提供を行わないものとする。
- 10.3 顧客は、ERNI から購入した当社製品が化学兵器、生物兵器、若しくは核兵器の設計、開発、製造、若しくは使用、それらの運搬車両及び運搬システム、又は大量破壊兵器の開発において使用されること、販売されること、又は直接若しくは間接的にかかる用途に使用される製品に組み込まれることがないことを証する。
- ### 11 責任
- 11.1 ERNI は、助言若しくは情報を提供しなかったこと、又は不正確な助言若しくは情報を提供したことの結果として生じた損害、損失（直接的、間接的、若しくは結果的なものかを問わない。）、経費、賠償責任、逸失利益、事業上の若しくは経済的な損失、営業権の減少、費用（法的費用を含む。）、請求、要求、法的手続、判決、又はその他のものについて、自身の過失又は自身の従業員、代理人、若しくは再委託先の過失に起因するか否かを問わず、いかなる責任も負うことはないものとする。
- 11.2 ERNI は、下記のいずれかの結果として又は関連して生じた経済的損失、懲罰的損害賠償、逸失利益、逸失利益、若しくは予想された将来の取引の喪失、評判若しくは営業権の喪失、注文若しくは契約の喪失、又は結果的若しくは間接的な損失若しくは損害について責任を負わないものとする。
- ERNI と顧客の間の契約又は ERNI が受諾した注文の明示又は黙示の条件
 - ERNI と顧客の間の契約又は注文に起因又は関連して生じ、法律によって ERNI に課されたあらゆる種類の義務
 - 当社製品又は当社サービスの欠陥
 - 知的財産権の侵害
 - 本一般販売規約に起因して生じたその他の損失
- 11.3 本一般販売規約（本第 11 条を含むがこれに限られない。）のいかなる規定も、ERNI 又はその従業員、代理人、若しくは再委託先の故意又は重大な過失に起因して生じた死亡若しくは人身損害、又は不正行為又は排除若しくは限定することが法律で認められていないその他のいかなるものについても ERNI の責任を排除又は限定することはないものとする。
- ### 12 不可抗力
- 12.1 不可抗力事由とは、ERNI の合理的な支配の及ばない事由をいう（政府の行為、戦争、火災、爆発、地震、洪水、労働争議、交通渋滞、外部回線の停止、又は ERNI が契約の履行に必要なサービス、資材、若しくは物品を値上げした価格でなければ調達できないことを含むがこれらに限られない。）。いずれかの不可抗力事由を理由として本一般販売規約に基づく ERNI による自身の義務の全部又は一部の履行が不可能となった、又は制限された場合、ERNI は当該事由が継続する間、自身の義務を免除されるものとし、また当該期間中は自身の義務の履行の遅延及び/又は不履行について責任を負わないものとする。不可抗力事由が 14 暦日を超えて継続した場合、ERNI は、顧客に対して責任を負うことなく、該当する注文を解約、又は本一般販売規約の全部若しくは一部を解約することができる。
- ### 13 知的財産権
- 13.1 知的財産権（登録されているか否かを問わず、また提供又は再開発された全ての文書、ERNI ウェブサイト、図面権、意匠権、モデル、その他のデータの商標、特許、及び著作権を含むがこれらに限られない。）は全て ERNI が保有する。
- ### 14 制限
- 14.1 本書のいかなる規定にもかかわらず、いかなる注文に基づく ERNI の責任の総額も、法的根拠にかかわらず（契約、不法行為、法定義務違反、又はその他のいかなる根拠であるかを問わず）、注文の正味注文価格の[100%]を上回らないものとする。

一般販売規約

のとする。ただし本条は、故意の違法行為に起因する損害、故意又は重大な過失に起因する死亡又は人身損害など、法律上有効に排除できない責任を限定又は排除することはないものとする。法律で禁じられていない限り、請求は納入日から12か月以内に行うものとする。

15 贈収賄防止

15.1 顧客は、贈収賄防止及び腐敗防止に関連して適用される全ての法律、法規、規程を遵守する（かつ自身と関係のある者又は本規約に関連して商品若しくはサービスを提供する他の者に遵守させる）と共に、下記の義務を負うものとする。

- i. ERNI の従業員、代理人、又は再委託先に対し、何らかの贈与、金銭、又はその他の見返りと引き換えに顧客に対して何らかの配慮若しくは便宜の供与を行ったり、何らかの行為を差し控えたりするよう（直接又は間接的に）働きかけない。
- ii. ERNI が贈収賄防止及び腐敗防止に関連して適用される法律、法規、規程のいずれかに違反する原因となるいかなる作為又は不作為も行わない。
- iii. 本契約の履行に関連して顧客が受領した不相当な金銭的又はその他のあらゆる種類の利益に対する何らかの要請又は要求を受けた場合、速やかに ERNI に通知する。

15.2 顧客は下記のことについてここに告知を受けるものである。

- i. ERNI の従業員は、ERNI と取引関係を持っている、又は持とうとしている企業又は個人から、名目的な価値を上回る贈与、融資、過度な接待、又はその他の実質的な恩恵を受けることを許可されていない。
- ii. ERNI の従業員は、ERNI と取引関係を持っている、又は持とうとしている企業又は個人に、贈与又はその他の恩恵を与えるよう勧誘することを許可されていない。
- iii. ERNI 従業員に対する接待は、正当な業務上の目的がある場合にのみ認められる。接待は相応の性質のものであって ERNI の従業員、代理人、又は請負人が返礼できる性質のものでなければならない。

15.3 本第 15 条への違反は、本規約の重大な違反となり、是正不可能な違反にあたる。

16 データの保護及び顧客の情報

16.1 顧客は、顧客が ERNI に提供することがある顧客の役員又は従業員の個人データを、ERNI が下記の目的で収集、使用及び/又は開示及び移転することを了承し、これに同意する。

- i. 当社製品又は当社サービスを提供するため
- ii. ERNI が日本、シンガポール、スイス、及び欧州経済領域（EEA）における当社製品及び当社サービスの提供に関連して共に業務を行う可能性のある ERNI の関連会社及び代理人に対して行うため（以下、総称して「本目的」という。）

顧客が何らかの個人データ又は第三者（該当する場合は、顧客の取締役、役員、若しくは幹部を含むがこれらに限られない。）の個人データを ERNI に提供する場合、顧客は、当該提供を行うために必要な全ての同意を取得済みであること、並びに ERNI が本目的のために当該個人データを収集、使用、及び開示することができること、並びに顧客は顧客が当該保証に違反した結果として生じるいかなる制裁、責任、請求、要求、損失、及び損害についても ERNI に補償することを保証し確認する。

17 解除

17.1 本書のいかなる規定にもかかわらず、注文の発効後いずれかの時点において、顧客が該当の注文及び/又は本 GTC に対する重大又は継続的な違反を犯し、かつ（当該違反が是正可能なものである場合）違反の通知を受領してから7日以内に当該違反を是正しなかった場合、又は是正不可能な重大な違反を犯した場合、ERNI は該当の注文を直ちに解除することができる。当該解除によって当該解除の前に発生していた ERNI の義務又は権利が損なわれることはないものとする。

18 準拠法及び裁判管轄

18.1 顧客の各注文及びその他の関連事項に適用される本 GTC に基づく ERNI と顧客の間の契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、顧客は東京地方裁判所が第一審の専属管轄権を有することに同意する。

18.2 本 GTC のいずれかの部分がいずれかの裁判所若しくは管轄権を有する機関によって執行不能と判断された場合、又は特定の解釈方法によっては執行不能と判断されるおそれがある場合、両当事者はそのような判断がなされないように該当の文言を解釈することを明示的に意図しており、またそのような判断がなされた場合、該当の規定の残りの部分は完全な効力を有するように解釈されるものとする。

19 一般条項

19.1 注文及び/又は本 GTC に基づき又は関連してなされる必要のある通知又はその他の伝達は、書面で行うものとし、該当の注文書に記載された一方の当事者の住所、ファックス番号、若しくは電子メールアドレス、又は通知を受ける当事者が他方当事者に5日前までの書面の通知によって指定した別の住所、ファックス番号、若しくは電子メールアドレスに配送又は送付するものとする。かかる方法で該当当事者宛てに発送された当該通知、要求、又はその他の伝達は、(i) 手交による場合は手交された時点をもって、(ii) 郵送による場合は投函から5日目（料金前払いの書留郵便の場合）をもって、(iii) ファックスによる場合は送信後直ちに（送信済み確認票があること）、又は(iv) 電子メールによる場合は送信後直ちに、適式に送達されたとみなされるものとする。

19.2 いずれかの当事者による他方当事者に対する本 GTC 又はいずれかの注文のいずれかの規定の執行が遅延した、過失により行われなかった、又は差し控えられた場合でも、当該当事者の権利が放棄されたことにはならず、そのようにみなされることもなく、またいかなる形でも本 GTC 又はいかなる注文に基づく当該当事者の権利も損なわれることはないものとする。

19.3 顧客は、ERNI の事前の書面による同意なく、いずれの注文及び/又は本 GTC に基づく自身の権利又は義務について、その全部又は一部の譲渡、移転、担保権の設定、再委託、又はその他の態様での取引を行わないものとする。

19.4 本 GTC は英語で作成されたものであり、英語版が法的拘束力を有するものとし、これまでに作成された、又は今後作成されるいかなる翻訳版にも英語版が優先するものとする。

19.5 登記上の事業所：ERNI Electronics 株式会社、東京都港区芝浦 3-20-9

発行日：2019年3月6日